

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修について

障害福祉課 管理・指定グループ

1 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の研修について

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者（以下、サビ管・児発管という）になるには、下記（１）、（２）の研修要件と、（３）の実務経験要件をすべて満たす必要があります。このうち、（１）については、サビ管・児発管の基礎研修又は旧課程を修了した時期によって、その後の研修（実践研修、更新研修）を修了しなければならない時期が異なります。

詳細は、次ページ「2 基礎研修、実践研修、更新研修を受講しなければならない時期について」を参照してください。

定められた時期までに必要な研修を修了できない場合、サビ管・児発管として配置できなくなります。各事業所の責任において忘れずに受講するようにしてください。

《研修要件と実務経験要件》

- （１） サビ管・児発管の研修修了証を提出できること
- （２） 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了し、修了証を提出できること
- （３） 必要な年数以上の実務経験があり、それらの実務経験証明書を提出できること

また、各研修の受講には以下のとおり受講要件があります。実際に受講が可能かどうかについては、研修を実施する団体（社会福祉法人愛知県社会福祉協議会など）に直接お問い合わせください（※研修を実施するのは市役所ではありませんので、ご注意ください）。

《受講要件》

基礎研修：サビ管・児発管の配置に関する実務経験要件を満たす予定の日の2年前から受講可能（例：相談支援業務3年以上、直接支援業務6年以上など）

実践研修：基礎研修修了後、実践研修受講前5年間に2年以上の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験があること

更新研修：次の①又は②のいずれかに該当すること。

- ①更新研修受講前5年間に2年以上のサビ管・児発管・管理者・相談支援専門員の実務経験があること
- ②現にサビ管・児発管・管理者・相談支援専門員として従事していること

2 基礎研修、実践研修、更新研修を受講しなければならない時期について

●パターン1：平成31年4月1日から令和4年3月31日までにサビ管基礎研修、児発管基礎研修を修了した場合（※下表は、令和3年度に基礎研修を修了した場合の例）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
×	×	×	基礎研修	みなし配置	みなし配置	実践研修	1年目	2年目	3年目	4年目	更新研修	1年目

- ①基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間はサビ管・児発管の研修修了者として取り扱うことができます（みなし配置）。
- ②基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までに実践研修を修了する必要があります。
（例：基礎研修修了が令和3年12月1日の場合、実践研修は令和6年11月30日までに受講）
- ③実践研修修了者となった年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに更新研修を修了する必要があります。また、以後も同様に5年度ごとに更新研修を修了してください。

●パターン2：令和4年4月1日以降にサビ管基礎研修、児発管基礎研修を修了した場合（※下表は、令和4年度に基礎研修を修了した場合の例）

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
×	×	×	×	基礎研修	×	×	実践研修	1年目	2年目	3年目	4年目	更新研修

- ①実践研修を修了するまで、サビ管・児発管の研修修了者にはなれません。
- ②基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までに実践研修を修了する必要があります。
- ③実践研修修了者となった年度の翌年度を初年度とする同年度以降の5年度ごとの各年度の末日までに更新研修を修了する必要があります。また、以後も同様に5年度ごとに更新研修を修了してください。

個別支援計画の作成及び見直しについて

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を形式的に作成したとしても、利用者（保護者）の同意を得ていない場合は「作成した」ことにはなりません。少なくとも6か月に1回以上（サービス種別によっては3か月に1回以上）行うこととされている見直しについても同様です。

利用者（保護者）に対して丁寧に説明を行い、書面で同意を得るところまでを定められた期限内に行ってください。適切に個別支援計画が作成されていない場合は、減算適用となる場合があります。